

## 第 26 保安検査

**第 26 保安検査（法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項）**

**1 検査**

法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。

**2 内容**

自主検査による、次の資料を確認する。

- （1）底板の溶接線を試験した結果
- （2）板厚を測定した記録
- （3）タンク板の経過年数に関する資料
- （4）タンクの沈下量と経年に相応した沈下量を測定した記録
- （5）すみ角部の角度を測定した記録
- （6）底部の不陸及び凹凸状況を検査した記録